

議案第10号

岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和2年2月27日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第16条第5項第1号中「第2項」を「第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第16条第5項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の岩倉市職員の給与に関する条例第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市長が規則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この条例による改正後の岩倉市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市長が規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第14条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。